

第 19 号議案

和解及び損害賠償額の決定について

上記の議案を提出します。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

旧野方配水塔の屋根のモルタル片の飛散による幼稚園の園舎の破損事故に伴う損害賠償について、和解を成立させ、損害賠償額を決定するに当たり、議決の必要がある。

和解及び損害賠償額の決定について

令和元年9月9日に発生した、中野区が管理する旧野方配水塔の屋根のモルタル片の飛散による東京都中野区江古田一丁目1番1号に所在する幼稚園の園舎の破損事故に伴う損害賠償に関し、下記の当事者間において、下記の和解条件のとおり和解を成立させ、損害賠償額を決定する。

記

1 当事者

東京都中野区大和町二丁目30番3号

甲 学校法人八幡学園

理事長 関宮雄

東京都中野区中野四丁目8番1号

乙 中野区

代表者 中野区長 酒井直人

2 和解条件

- (1) 甲は、本件事故により、破損した園舎の渡り廊下ガラス、屋上及び屋根の一部の修理費の合計2,343,000円の損害を被った。
- (2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、本件和解成立後、甲の指定する方法で支払う。
- (3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には、何らの債権債務がないことを確認する。